

## 茨城県最低賃金の改正諮問を行いました！

令和4年7月1日



写真(左)は下角局長

写真(右)は清山会長

令和4年7月1日(金)、茨城労働局長は、茨城地方最低賃金審議会会長に対し、茨城県最低賃金の改正について、調査審議を求める旨の諮問を行いました。

諮問を受けて、今後、茨城地方最低賃金審議会では、茨城県最低賃金の改正について調査審議が行われます。

現在の茨城県最低賃金は、**時間額879円**(令和3年10月1日発効)で、茨城県内の事業場で働く全ての労働者に適用されています。

※最低賃金制度については、以下をご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/chingin/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/chingin/)

### 【問合せ先】

茨城労働局労働基準部賃金室

TEL:029-224-6216